

◆平成30年度国制度改革後の国保税率改定の推移と検証

資料 1

(単位：円)

年度	税率改定	①決算値による課税必要額	②年度末課税総額	③ ①と②の差 ②－①	④年度末被保険者数		⑤ 1人当たり保険税負担 ②÷④	⑥ 1人当たり増加率	⑦累積増加率 H29との比較	⑧国保事業費納付金額	⑨ ⑧の増減率	⑩ 1人当たり納付金額 ⑧÷④	⑪ 1人当たり増加率	⑫単年度収支	⑬基金からの実質補填額
H29決算	据置		1,378,815,254		16,429	減少率	83,926		0.0%						
H30決算	6.5%増税	1,699,723,961	1,391,591,500	△ 308,132,461	15,556	-5.3%	89,457	6.6%	6.6%	2,000,540,922		128,603		▲ 238,064,365	193,976,000
R1決算	据置	1,752,312,421	1,334,621,200	△ 417,691,221	14,888	-4.3%	89,644	0.2%	6.8%	1,939,816,265	-3.0%	130,294	1.3%	▲ 207,865,214	222,834,000
R2決算	4%増税	1,501,097,152	1,366,743,900	△ 134,353,252	14,435	-3.0%	94,683	5.6%	12.8%	1,871,406,255	-3.5%	129,644	-0.5%	▲ 103,429,817	110,325,000
R3決算	据置	1,439,080,438	1,296,184,400	△ 142,896,038	13,650	-5.4%	94,959	0.3%	13.1%	1,845,639,975	-1.4%	135,212	4.3%	▲ 109,894,130	116,313,000
R4決算	9.5%増税	1,457,326,942	1,352,342,900	△ 104,984,042	12,717	-6.8%	106,341	12.0%	26.7%	1,829,780,801	-0.9%	143,885	6.4%	▲ 95,369,381	69,490,000
R5決算	9.5%増税	1,453,000,000	1,364,929,100	△ 88,070,900	11,726	-7.8%	116,402	9.5%	38.7%	1,875,549,882	2.5%	159,948	11.2%	▲ 42,270,015	43,006,000
R6決算	6%増税	1,381,513,270	1,363,472,800	△ 18,040,470	10,960	-6.5%	124,404	6.9%	48.2%	1,816,577,892	-3.1%	165,746	3.6%	▲ 5,220,391	11,913,519

<国の制度改革の背景>

- 市町村単位の財政運営のため、医療費（保険給付費）の支出の増減により、財政運営や税率改定は大きな影響を受けていた。
- 国民健康保険の構造的な課題
 - ・加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い
 - ・所得水準が低く保険税の負担が重い
- このため、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在。

<制度改革の概要>

- 財政運営を都道府県単位とすることで、市町村国保の財政運営の安定を図る。
 - ※市町村は、都道府県の指定した納付金を支払えば、保険給付相当額が全額都道府県から交付される。
- 将来的な保険税負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料（税）率を提示。
- 市町村の法定外繰入の解消を推し進める。
 - ※当時の市町村間の保険税の格差は大変大きく、裕福な都市部市町村が一般会計からの多額の繰り入れ（法定外）で保険税負担を抑えていた一方、そうでない地方の市町村の保険税が高いという状況にあった。

<保険税水準の統一>

- 都道府県は、各市町村の「被保険者数」「医療費水準」「所得水準」を反映して、市町村ごとの納付金の額を決定している。
- 保険料水準の統一の定義
 - 「納付金ベースの統一」：各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない。
 - 「完全統一」：同一都道府県内において、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険税負担とする。
- 将来的に「完全統一」を目指すが、まずは、令和6年度から11年度までに、「納付金ベースの統一」を進める。

<犬山市の状況>

- 改革前、医療費の支出も多いが、高齢者割合が県内でも有数に高かったことから、社会保険からの前期高齢者交付金が多く、保険税負担を抑えられていた。
- 改革当初は標準保険料（税）率に追いつくために30%を超える増税の必要があり、基金を投入しながら段階的に増税を進めてきた。

◆保険税率を考える上での課税必要額の計算

資料 2

～令和 8 年度当初予算案における国保税課税必要額の計算～

(単位：円)

項 目	基礎課税（医療）分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分	合 計
①納付金額（仮算定）※R7本算定額とした	1,186,623,116	386,448,497	130,842,609	33,000,000	1,736,914,222
＜納付金に加え、市の国保事業運営に必要な経費（加算するもの）＞					
②任意給付（出産育児一時金）	11,500,000				11,500,000
②任意給付（葬祭費）	4,150,000				4,150,000
③任意給付（コロナ傷病手当）	0				0
④特定健診などの保健事業費	71,205,000				71,205,000
A：加算するものの合計	86,855,000				86,855,000
＜市国保財政に収入されるもの（減額するもの）＞					
⑦基盤安定繰入金 保険者支援分	66,182,000	25,557,000	8,837,000	2,619,000	103,195,000
⑧県からの特別交付金	66,485,000				66,485,000
⑨特定健診への国・県負担金	11,912,000				11,912,000
⑩滞納分保険税収納見込み額	36,951,000	15,644,000	5,869,000		58,464,000
⑪出産一時金繰入金	7,666,000				7,666,000
⑫保険財政安定化支援事業繰入金	19,252,000				19,252,000
⑬その他（法定外）繰入金 福祉医療減額分、特定健診分	82,099,000				82,099,000
B：減額するものの合計	290,547,000	41,201,000	14,706,000	2,619,000	349,073,000
⑭ 保険税収納必要額 ①＋A－B	982,931,116	345,247,497	116,136,609	30,381,000	1,474,696,222
⑮予定収納率	94.50%	94.50%	94.50%	94.50%	
⑯本来保険税として課税すべき総額 ⑭÷⑮ ＜軽減前の税額＞	1,040,138,748	365,341,267	122,895,883	32,149,207	1,560,525,105
⑰基盤安定繰入金 保険税軽減分（医療）	129,460,000	49,612,000	18,064,000	5,184,000	202,320,000
⑰´ 未就学児均等割軽減分（医療）	2,232,000				2,232,000
⑱実際に課税すべき総額 ⑯－⑰－⑰´	908,446,748	315,729,267	104,831,883	26,965,207	1,355,973,105

※①については 7 年度の確定額（ただし、子ども・子育て支援金分は推計値）、②以降の数値はすべて、現在編成中の令和 8 年度予算案の額による。

◆再考した税率改定シミュレーション

(単位：円)

年度	税率改定	①従来分に必要な課税総額	②子ども・子育て支援金分	③本来必要な課税総額の計 ①＋②	④予定収納率	⑤必要な収納総額 ③×④	⑥各年度に課税する総額 (＝調定額)	⑦ ⑥の 前年との差 (増加額)	⑧ ⑥の 増税率 (前年比)	⑨各年度の 収納総額 ⑥×④	⑩収納不足額 ⑤－⑨	うち 国保事業基金 補てん額	うち 一般会計 繰入額 (法定外)
R 8	R7のまま税率を据え置き、R8に被保険者が減った場合の試算						1,323,000,000						
	⑩	1,329,000,000	27,000,000	1,356,000,000	94.5%	1,282,000,000	1,350,000,000	27,000,000	102.0%	1,275,000,000	7,000,000	7,000,000	0
R 9	増税	1,404,000,000	41,000,000	1,445,000,000	94.5%	1,366,000,000	1,435,000,000	85,000,000	106.3%	1,356,000,000	10,000,000	10,000,000	0
R10	増税	1,483,000,000	55,000,000	1,538,000,000	94.5%	1,454,000,000	1,525,000,000	90,000,000	106.3%	1,441,000,000	13,000,000	13,000,000	0
R11	増税	1,567,000,000	55,000,000	1,622,000,000	94.5%	1,533,000,000	1,622,000,000	97,000,000	106.4%	1,533,000,000	0	0	0
										合計 (R8～11)	30,000,000	30,000,000	0

↑

各年度の増加率
5.6%

⑩：令和8年度については、子ども・子育て支援金の新規課税のみとし、その他については据え置くシミュレーションとした。

＜シミュレーションの前提＞

- ※現在編成中の令和8年度予算案により、精査を実施した。
- ※ただし、県への納付金額は未定のため、令和7年度の確定額をベースに計算。子ども・子育て支援金分については、推計値とした。
- ※保険税については、令和8年度は被保険者減少を含む。その後は、被保険者数の減少は考慮していない。
- ※従来の医療、後期、介護の増加率を、これまでの1人当たりの納付金の増加率を基に年5.6％と設定した。
- ※診療報酬改定や、出産の保険適用化、高額療養費の見直しなどについても、現在は加味していない。